

千葉県報

定例
令和6年9月20日

主要目次

- 一 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 一 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 一 特定計量器の定期検査の実施
- 一 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定(二件)
- 二 土地改良区定款の変更認可(二件)
- 二 県営土地改良事業計画の変更
- 二 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)
- 三 特定調達公告
- 四 落札者等の公告

告示

千葉県告示第四百六十七号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 山武市白幡字神楽台二、〇七九番五の一部及び二、〇八一番三の一部(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 当該区域において講ずべき措置 地下水の水質の測定
(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百六十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 山武市白幡字大野場一、三六四番五並びに字神楽台二、〇七九番五の一部、二、〇七九番一六の一部、二、〇八一番三の一部及び二、〇八一番一〇の一部(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百六十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。)

| 検査区域 | 検査期日 | 検査場所 | 検査時間 |
|------|------------|---|---------------------|
| 館山市 | 令和六年十一月六日 | 館山市犬石一、四九六番地の 一 館山市神戸地区公民館 | 午前十時三十分から 午後三時まで |
| | 令和六年十一月七日 | 館山市館山三〇五番地の 一 館山市館山地区公民館 | " |
| | 令和六年十一月八日 | " | " |
| | 令和六年十一月十一日 | 館山市那古一、一二五番地の 一 館山市那古地区公民館 | " |
| | 令和六年十一月十二日 | 館山市船形四〇五番地の 二 館山市船形地区公民館 | " |
| | 令和六年十一月十三日 | 館山市安布里四四八番地の 一 安房農業協同組合館野支店 | " |
| | 令和六年十一月十四日 | 館山市北条一、七三五番地の 館山市中央地区学習等共用施設 (菜の花ホール) | " |

| | | | |
|--------|------------|--|---|
| 山武市 | 令和六年十一月十五日 | 〃 | 〃 |
| 印西市 | 令和六年十二月十日 | 印西市大森二、三六四番地二 印西市役所 | 〃 |
| 白井市 | 令和六年十二月九日 | 〃 | 〃 |
| | 令和六年十二月十日 | 〃 | 〃 |
| | 令和六年十二月十三日 | 〃 | 〃 |
| | 令和六年十二月十三日 | 〃 | 〃 |
| 白井市 | 令和六年十二月三日 | 白井市復一、一二三番地 白井市役所 | 〃 |
| | 令和六年十二月六日 | 〃 | 〃 |
| 山武市 | 令和六年十二月五日 | 山武市埴谷一、八八四番地一 山武市さんぶの森交流センターあららぎ館 | 〃 |
| | 令和六年十二月六日 | 山武市松尾町五反田三、〇一 二番地 山武市松尾IT保健 福祉センター | 〃 |
| | 令和六年十二月九日 | 山武市蓮沼ハの二三三番地 山武市役所蓮沼出張所 | 〃 |
| | 令和六年十二月十日 | 山武市殿台二九六番地 山武 市成東保健福祉センター | 〃 |
| 山武郡芝山町 | 令和六年十二月十一日 | 〃 | 〃 |
| 山武郡芝山町 | 令和六年十二月十三日 | 山武郡芝山町小池九九二番地 山武郡芝山町役場 | 〃 |

備考
 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第四百七十号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第三項において準

用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域についての区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
 なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和六年九月二十一日から発生する。
 令和六年九月二十日

- 区域
 一 船橋市漁業協同組合の地区
 二 金田漁業協同組合の地区

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域についての区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
 なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和六年九月二十五日から発生する。
 令和六年九月二十日

- 区域 市川市漁業協同組合の地区のうち行徳地区

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市上郷南和土地改良区の定款の変更を令和六年九月十一日付けで認可した。
 令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和六年九月十一日付けで認可した。
 令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、夷隅郡

御宿町の一部を受益地域とする県営御宿地区土地改良事業(区画整理)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができ。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧期間

三 縦覧場所

夷隅郡御宿町役場

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D松戸常盤平店

松戸市常盤平一丁目八番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)クリエイトSD松戸常盤平店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

クリエイトS・D松戸常盤平店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三ほか

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦ほか

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和四年三月二十九日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和五年九月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年九月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

| | |
|---|--|
| 1 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトS・D市原君塚店 市原市君塚三丁目三番一ほか |
| 2 | 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二 |
| 3 | 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)クリエイトS・D市原君塚店 |
| 4 | 変更後の大規模小売店舗の名称 クリエイトS・D市原君塚店 |
| 5 | 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 若尾鐵志郎 |
| 6 | 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦 |
| 7 | 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 若尾鐵志郎 |
| 8 | 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦 |
| 9 | 変更年月日 (一) 大規模小売店舗の名称 平成二十四年十月二十八日 (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和五年九月一日 (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年九月一日 |
| 二 | 届出年月日 令和五年十二月二十一日 |
| 三 | 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課 |

| | |
|---|---|
| <p>で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年九月二十日 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォルテ富里 富里市御料字葉山九三七番二ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠 埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)フォルテ富里</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 フォルテ富里</p> <p>5 変更年月日 令和五年九月二十七日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十二月五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び富里市経済環境部商工観光課</p> | <p>特 定 調 達 公 告</p> <p>〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。〕</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和六年九月二十日</p> <p>千葉県病院局長 山崎 晋一朗</p> <p>〔掲載順序〕</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①照定位放射線治療機器 一式 ②千葉県循環器病センター事務局 市原市鶴舞575番地 ③令和6年7月18日 ④エレクタ株式会社 東京都港区芝浦三丁目9番1号 ⑤349,800,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手</p> |
|---|---|

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで

続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八